

6-6



平成21年5月21日

都道府県医師会

廃棄物担当理事 殿

日本医師会廃棄物担当常任理事

今村 聡



「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」の改訂に伴う、
マニュアルの主なる改訂点解説の送付ならびに周知方の依頼について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本会では、感染性廃棄物、在宅医療廃棄物等の適正処理を目指して、
鋭意検討を進めております。

先般来、新型インフルエンザの廃棄物対策については、市町村との調整等とともに
会員への周知方をお願いしているところであり、深く感謝しております。

さて、今般廃棄物処理法、感染症法の改正に伴い、標記マニュアル(以下、
マニュアル)についても一部改訂が行われ、環境省より本会会長宛に別紙の
とおり、改訂マニュアルとともに、周知依頼方の文書がきております。

つきましては、これらマニュアルは大部に亘るため、本会からは、本文書
とともに主なる改訂点の解説文を添付しご送付いたします。

貴職より、会員への周知の程お願い申し上げます。

なおマニュアル全文については、主なる改訂点解説、改訂の一覧表ととも
に、日本医師会ホームページ <http://www.med.or.jp/doctor/haiki.html>に
掲載いたしておりますことを申し添えます。

記

FAX送付文書

- ① 都道府県医師会廃棄物担当理事宛、日本医師会廃棄物担当常任理事出し送付文書
- ② 添付文書：マニュアルの主なる改訂点解説
- ③ 日本医師会会長宛、環境省上記周知依頼文書

以上

添付

環境省「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」 主なる改訂点 解説

日本医師会 平成 21 年 5 月

環境省「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」(今回改訂されたもの)を以下、単に「マニュアル」といいます。

この「マニュアル」の改訂前のものを以下、「旧マニュアル」といいます。旧マニュアルは、平成16年3月16日に改訂されたものである。

以下、主なる改訂点の5点について解説を加えた。

1. 産業廃棄物、特別管理産業廃棄物等の業の許可権者、あるいはマニフェスト交付状況等の年次報告書他の提出先(産業廃棄物、感染性廃棄物の直接の監督官庁)

旧	新
都道府県知事、または、保健所設置市長	⇒ 都道府県知事、または、政令市長

に変わった。すでに20年度年次報告書の提出などで実施済である。

なお、マニュアル本文のp9以降では、単に「都道府県知事」と表記されているものも、実際には、「都道府県知事、または、政令市長」を意味するので注意する。

2. 帳簿に関して p14

従来から、特別管理産業廃棄物については、帳簿の記載と保存が規定されていた。今回のマニュアルの改訂は、診療所などの小規模医療関係機関等においては、基本的に帳簿は、マニフェストを時系列的に綴っておけば良い形で、簡略化された。これは日本医師会からの強い要望であり、すでに本会から通達文書を出していたが、マニュアルには明記されていなかった。今回の改訂で以下のように、記載すべき項目は、許可証や契約書の写しを添付しておくか、付記しておくことで良いことが明確になった。

許可証の写しなどは、帳簿の期限にあわせて、更新されているかを併せて確認する。またマニフェストは、A票控え、B₂票、D票、E票の記載内容、日付などを確認することが必要である。疑義があった場合は、解説の10.に従った報告などが必要となる。

3. 2 感染性廃棄物の管理に関する基本的事項

(3) 処理状況の帳簿記載及び保存

【解説】

4 帳簿作成に当たっては、紙マニフェスト又は電子マニフェストを使用した際の受渡確認票若しくはダウンロードデータ(以下「紙マニフェスト等」という。)が3の帳簿の記載事項を網羅していれば、これらを時系列的に保存することで帳簿の記載・備え付けに代用できる。ただし、この場合、帳簿の記載事項に照らして保存する紙マニフェスト等に不足があれば、不足事項を追記又は関連書類(産業廃棄物収集運搬業許可証及び産業廃棄物処分業許可証の写し等)を添付するなど必要な補足を行う必要がある。

3. 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付等 p22～25

大きな改訂はないが、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付状況等の年次報告書の提出が、新たに昨年度より実施されている。従前から報告規定はあったが、経過措置期間は、免除されていたもので、昨年度から措置が終わり、報告しなければならない。また電子マニフェストについても、その利用が記載されていたが、解説の2として、より具体的に、電子マニフェストでは、年次報告書の提出や保存をしなくて良いこと、帳簿の記載も簡便で良いことなどが明記されている。

4. 運搬車両への表示及び書面の備え付け等 p30、31

新たに規定されたもので自ら医療関係機関等が、廃棄物を運搬する場合などを除いては、このような規定が出来たことを知っておき、処理業者の車両の表示を確認し、また書面を車両に備え付けているかを確認すれば良い。直接、医療関係機関等が具体的に行う事項はない。

5. 紙おむつについて（感染症法の改正に伴う感染症の分類等の改訂） p37

感染法が、平成19年、20年など改正が行われたが、旧マニュアル以来、改訂がなかったため反映されていなかった。マニュアルでは、紙おむつは、感染症法の分類にしたがって感染性廃棄物か非感染性廃棄物とするかを判断するようになっており、このため感染症法の改正に従って、感染症の分類の改訂がされている。



環廃産発第 090511001 号
平成 21 年 5 月 11 日

社団法人全日本病院協会 殿
社団法人日本医師会 殿
社団法人日本看護協会 殿
社団法人日本歯科医師会 殿
社団法人日本病院会 殿
社団法人日本薬剤師会 殿

環境省廃棄物・リサイクル対策部

適正処理・不法投棄対策室



「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」について

廃棄物行政の推進につきましては、かねてから御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、感染性廃棄物の処理につきましては、平成 16 年 3 月に取りまとめた「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」(以下「マニュアル」という。)に基づき行われているところですが、その後の廃棄物処理法や感染症法の改正等に対応するため、今般、別添のとおり同マニュアルの改訂を行いましたのでお知らせいたします。

今回の主な改訂内容としましては、新たに医療関係機関等による産業廃棄物管理票(マニフェスト) 交付状況の都道府県知事への報告や、収集運搬車両への表示及び書面の備え付けを追加したほか、感染症の種類変更に伴う紙おむつの取扱いを一部変更いたしました。

貴団体におかれましては、改めて本マニュアルを関係者に御周知いただくとともに、その内容を踏まえ、引き続き感染性廃棄物の適正処理の確保に努めていただきますようお願いいたします。また、本マニュアルは環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp/ recycle/misc/guideline.html>) に掲載しておりますので、御周知等の際に御活用下さい。

感染性廃棄物の環境上適正な処理に向け、今後とも皆様の御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。